



許認可等を必要とする主な業種

信用保証対象業種であつて許認可・届出等をする事業を営んでいる(又は、営む)場合は、当該事業に係る許認可等を受けている(又は、受ける)ことが必要です。

なお、下表に掲げる業種については、申込時に許認可証(写)等を提出していただきます。

業種	営業の要件	根拠法	有効期限
食料品製造業	知事または市長の許可	食品衛生法(52条)	5年を下らない期間
食料品販売業	知事または市長の許可	食品衛生法(52条)	
飲食店、喫茶店	知事または市長の許可	食品衛生法(52条)	
建設業	国土交通大臣または知事の許可	建設業法(3条)	5年
一般旅客自動車運送事業	国土交通大臣の許可	道路運送法(4条)	—
特定旅客自動車運送事業	国土交通大臣の許可	道路運送法(43条)	—
一般貨物自動車運送事業	国土交通大臣の許可	貨物自動車運送事業法(3条)	—
特定貨物自動車運送事業	国土交通大臣の許可	貨物自動車運送事業法(35条)	—
旅館業	知事または市長の許可	旅館業法(3条)	—
古物営業	公安委員会の許可	古物営業法(3条)	—
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造販売業	厚生労働大臣または知事または市長の許可	薬事法(12条)	5年又は6年(※1)
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造業	厚生労働大臣または知事または市長の許可	薬事法(13条)	5年又は6年(※2)
薬局	知事または市長の許可	薬事法(4条)	6年
医薬品販売業(※3)	知事または市長の許可	薬事法(24条)	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	知事または市長の許可	薬事法(39条)	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	知事または市長の許可	薬事法(39条)	6年
医療機器修理業	厚生労働大臣または知事の許可	薬事法(40条の2)	5年
一般廃棄物処理業	市町村長の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7条)	2年
産業廃棄物処理業	知事の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条)	5年

許認可等を必要とする主な業種



業種	営業の要件	根拠法	有効期限
特別管理産業廃棄物処理事業	知事の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条の4)	5年
有料職業紹介事業	厚生労働大臣の許可	職業安定法(30条)	3年 (更新時5年)
病院、診療所、助産所	知事または市長の許可・届出	医療法(7条)	—
宅地建物取引業	国土交通大臣または知事の免許	宅地建物取引業法(3条)	5年
酒類製造業	税務署長の免許	酒税法(7条)	—
酒母・もろみ製造業	税務署長の免許	酒税法(8条)	—
酒類販売業	税務署長の免許	酒税法(9条)	—
第1種高圧ガス製造業	知事の許可	高圧ガス保安法(5条)	—
液化石油ガス販売業	経済産業大臣または知事に登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(3条)	—
一般労働者派遣事業	厚生労働大臣の許可	労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(5条)	3年 (更新時5年)
家畜商	知事の免許	家畜商法(3条)	—
浄化槽清掃業	市町村長の許可	浄化槽法(35条)	届け付することができる(概ね2年)
興行場	知事または市長の許可	興行場法(2条)	—
浴場業	知事または市長の許可	公衆浴場法(2条)	—
測量業	国土交通大臣に登録	測量法(55条)	5年
砂利採取業	知事に登録	砂利採取法(3条)	—
採石業	知事に登録	採石法(32条)	—
建築土事務所	知事に登録	建築土法(23条)	5年
電気工事業	経済産業大臣または知事に登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律(3条)	5年
自動車分解整備事業	地方運輸局長の認証	道路運送車両法(78条)	—
揮発油販売業	経済産業大臣に登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(3条)	—
揮発油特定加工業	経済産業大臣に登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律(2条)	—
軽油特定加工業	経済産業大臣に登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律(2条)	—

*1 医薬品製造業販売業のうち、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造販売する許可については、有効期限は6年です。

*2 医薬品製造業のうち、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造する許可については、有効期限は6年です。

*3 「医薬品販売業」に係る許可区分が平成21年6月1日より、「店舗販売業」、「配置販売業」、「卸売販売業」の3つに変更されます。

* その他の業種についても、場合によっては提出していただくことがあります。